

北上市告示甲第143号

北上市障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第110号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月30日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
<p>別表第1（第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 次の各号に掲げるセンターの種別ごとに、利用者にセンター事業を提供した場合に、当該利用者の障害の程度の区分に応じて、現に要した時間ではなく、センター利用計画に位置付けられた内容のセンター事業を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定額（利用者の居宅とセンターとの間の送迎を行わなかった場合、片道の送迎を行った場合又は往復の送迎を行った場合ごとの所定額）を算定する。</p> <p>(1) 単独型身体障害者地域活動地域活動支援センター（I）</p> <p>ア 法第5条に規定する療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、<u>就労移行支</u></p>	<p>別表第1（第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 次の各号に掲げるセンターの種別ごとに、利用者にセンター事業を提供した場合に、当該利用者の障害の程度の区分に応じて、現に要した時間ではなく、センター利用計画に位置付けられた内容のセンター事業を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定額（利用者の居宅とセンターとの間の送迎を行わなかった場合、片道の送迎を行った場合又は往復の送迎を行った場合ごとの所定額）を算定する。</p> <p>(1) 単独型身体障害者地域活動地域活動支援センター（I）</p> <p>ア 法第5条に規定する療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、<u>就労選択支</u></p>

援及び就労継続支援を行う事業所、法附則第20条に規定する旧法指定施設、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。

イ～エ [略]

(2)～(6) [略]

2・3 [略]

援、就労移行支援、就労継続支援若しくは就労定着支援を行う事業所、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。

イ～エ [略]

(2)～(6) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。